

地方独立行政法人新小山市民病院看護師等修学資金貸与規程

平成25年4月1日

規程第63号

(目的)

第1条 この規程は、看護師等の養成施設に在学する者で、将来地方独立行政法人新小山市民病院（以下「新市民病院」という。）において看護業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、看護師等の養成及び確保を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条及び第3条に規定する看護師及び助産師をいう。
- (2) 養成施設 看護師等を養成する学校又は養成所をいう。
- (3) 看護業務 看護師等の行う業務をいう。
- (4) 修学資金 この規程による貸与資金をいう。
- (5) 修学生 養成施設に在学する者で修学資金の貸与を受けている者をいう。

(修学資金の貸与の対象者)

第3条 修学資金の貸与を受けることができる者は、養成施設に在学する者で養成施設を卒業した後、新市民病院に勤務することを誓約した者とする。

(修学生の選考)

第4条 修学生の選考は、地方独立行政法人新小山市民病院理事長（以下「理事長」という。）が行う。

(修学資金の額)

第5条 修学資金の額は、次の各号に掲げる修学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 看護師の養成施設に在学する者
月額 60,000円以内
- (2) 助産師の養成施設に在学する者
月額 60,000円以内

(貸与期間)

第6条 修学資金の貸与期間は、貸与を決定した月から養成施設の正規の修学期間を修了する月までとする。

(貸与の申請)

第7条 修学資金の貸与を受けようとする者は、理事長が定める期日までに、修学資金貸与申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 身体検査証(様式第2号)
- (2) 在学証明書又は入学許可証
- (3) 戸籍抄本
- (4) 誓約書(様式第3号)

(選考結果の通知)

第8条 理事長は、修学資金貸与申請書を提出した者について適否を審査し、修学生を決定する。

2 理事長は、前項の規定により修学生を決定したときは、修学資金貸与決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第9条 修学資金の貸与を受けようとする者は、2人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む満20歳以上の者とし、うち1人を3親等以内の親族としなければならない。3親等以内の親族がないときは、理事長が認めたものとする。

(修学資金の交付)

第10条 修学資金は、毎月当該月分を本人に交付する。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、2箇月分を一括交付することができる。

2 修学資金の交付方法は、修学生の実情を勘案して理事長が定める。

(受領書の提出)

第11条 修学資金の交付を受けた修学生は、その都度修学資金受領書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。ただし、口座振替等、交付したことが明らかとなるものがある場合は、この限りでない。

(学業成績証明書の提出)

第12条 修学生は、毎年4月30日までに前学年度末の学業成績証明書を理事長に提出しなければならない。

(貸与の休止)

第13条 理事長は、修学生が休学したときは、休学した日の属する月分から復学した日の属する月の前月分までの修学資金の貸与を休止する。

(貸与の廃止)

第14条 理事長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月分から修学資金の貸与を廃止する。

- (1) 修学生を辞退する旨の申し出があったとき。
- (2) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。
- (3) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 養成施設を退学したとき、又は停学させられたとき。
- (5) 偽りその他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- (6) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(返還の義務)

第15条 修学資金の貸与を受けた者は、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければならない。

(返還の猶予)

第16条 理事長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 看護師等として新市民病院に勤務しているとき。
- (2) 進学、被災その他理事長が特別の事情があると認めたとき。

2 前項に規定する修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(様式第6号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定により修学資金の返還を猶予された者は、当該猶予された事情が止んだときは、ただちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(返還の免除)

第17条 第15条の規定にかかわらず、理事長は、修学資金の貸与を受けた者が

次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる金額の修学資金返還を免除することができる。

- (1) 養成施設を卒業した日又は前条第1項第2号に規定する事情が終了した日の翌月から新市民病院に勤務した期間が別表に定めるものに達したとき 全額
- (2) 新市民病院において看護師業務従事中に業務上の災害により死亡し、又は疾病にかかり業務を継続することができなくなったとき 全額
- (3) 新市民病院に勤務した期間が、別表に定める期間に満たないで退職したとき 修学資金の全額を別表に定める期間の1.5倍の数で除して得た額に勤務期間を乗じて得た額に相当する金額
- (4) その他理事長が特別の理由があると認めるとき 理事長が認める額

2 前項に規定する修学資金返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第7号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（返還の期間）

第18条 修学資金の貸与を受けた者は、養成施設を卒業した日の属する月の翌月から起算して、貸与期間に相当する期間内に返還しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該事由が発生した日の属する月の翌月から起算して当該各号に掲げる期間内に修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第14条の規定に該当したとき 当該貸与期間
- (2) 第16条第1項第2号に規定する事由に基づき修学資金の返還を猶予されたとき 貸与期間に相当する期間に当該猶予期間を合算した期間
- (3) 第17条第1項第3号及び第4号の規定に該当したとき 当該免除額を、貸与を受けた修学資金の月額で除して得た月数（1月に満たない月数は、切り捨てる。）を当該修学資金が貸与期間に相当する期間から控除した期間

（返還の方法）

第19条 修学資金は、月割で返還しなければならない。この場合、月割額は、返還すべき修学資金を返還月数で除して得た額とする。

2 前項の返還金は、繰上げ返還することができる。

3 修学資金の返還金の徴収は、納入通知書により徴収する。ただし、理事長がとくに他の方法によることが適当と認めるときは、その方法によることができる。

（一時返還）

第20条 理事長は、第14条の規定により修学資金の貸与を廃止したとき、又はとくに必要と認めるときは、貸与した修学資金の全額を一時に返還させることができる。

(借用証書等の提出)

第21条 修学生は、修学資金の最後の貸与を受けた日から14日以内に貸与を受けた修学資金の全額について、連帯保証人が連署した修学資金借用証書(様式第8号)及び修学資金返還明細書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

(明細書の変更)

第22条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金返還明細書に記載した事項を変更しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(届出義務)

第23条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、ただちに理事長に届け出なければならない。

- (1) 自己又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (4) 停学又は退学の処分を受けたとき。

2 前項第1号及び第2号の規定は、修学資金の貸与を受け、当該修学資金の返還を終了しない者に準用する。

(期間の計算)

第24条 修学資金の返還猶予期間又は修学資金返還の免除額算定の基礎となる勤務期間の計算は、当該事情が発生した日の属する月から当該事情が止んだ日の属する月までの月数によるものとする。

(修学資金の管理)

第25条 理事長は、修学資金の管理を明確にするため修学生原簿(様式第10号)及び修学資金返還台帳(様式第11号)を備えるものとする。

(利子及び延滞金)

第26条 修学資金には、利子を付さない。ただし、正当な理由なく返還を遅延したときは、その金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する

ことができる。

(様式)

第27条 この規程に規程する修学資金貸与申請書等の様式は、別に定める。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第17条関係）

返還免除期間表

修学資金貸与期間	新市民病院勤務した期間
1月から24月まで	3か年
25月から36月まで	4か年
37月から48月まで	5か年